

特別点の申請をする飯南町内業者のみなさまへ

1. 行政処分 提出書類はありません。

2. 指名停止処分 提出書類はありません。

3. 除雪業務

◆除雪業務委託について（土木一式のみ）

- ①令和2年度と令和3年度の、国または地方公共団体（県・飯南町）との除雪委託業務（凍結防止剤散布を含む）委託契約の各年度の契約書の写し

4. 防災対策

◆防災協定・緊急時対応実績等について

- ①県または飯南町と防災協定を締結している団体に加入している場合は、令和4年1月1日現在の加入証明書の写し
- ②平成31年1月1日から令和3年11月30日の間の緊急時対応実績については、災害時地域貢献申告書（様式第1号）
- ※①②は、いずれか得点の高い方に加点します。いずれも該当する場合は①②両方の確認書類を提出してください。
- ③飯南町総務課より、消防団協力事業所の報告がありますので、確認書類の提出は不要です。
- ④県と家畜伝染病防疫対策協定を締結している団体へ加入している場合は、令和4年1月1日現在の加入証明書の写し
- ⑤「島根県地震被災建築物応急危険度判定士」登録証の写し
- ※⑤は建築一式のみ加点します。最大で2名分提出してください。

※①④について、飯南町建設業協会に加入している業者については提出不要です。

5. ボランティア活動

◆「ハートフルしまね」の活動について

- ①ハートフルしまねに法人として登録している場合は、「愛護団体認定証」（ハートフルしまね）の写し
- ※登録時に県土整備事務所から発行されたものです。
- ②ボランティア活動実績報告書（様式第2号）
- ※平成30年度から令和2年度間の活動実績を記入してください。活動実績2回以上か道路美化活動のみの場合は4回以上実施した場合が加点対象です。担当者の証明等は不要です。

※従来のハートフルロードしまねは道路などの一部のボランティア活動が対象でしたが、現在のハートフルしまねは、島根県が管理する道路・河川・海岸・公園・砂防施設・港湾における活動にまで活動範囲の対象を拡大しました。従来のハートフルロードしまねや河川・海岸愛護団体は、現在のハートフルしまねに統合されています。

◆「企業CSR活動 in 志津見」の活動について

- ・「企業CSR活動 in 志津見」平成31年度に参加した場合に加点。
- ・・・提出書類はありません。

6. 労働安全対策

◆労働安全対策について

- ①建設業労働災害防止協会加盟証明書（令和4年1月1日現在の加入を証明する書類）の写し
- ②平成30年12月1日から令和3年11月30日の間に当該協会が開催した現場安全点検パトロールに参加した実績を確認する証明書の写し。
- ③労働安全講習受講実績報告書（様式第3号）
※平成30年12月1日から令和3年11月30日の間に当該協会が実施した研修の受講人数を記入してください。
- ④安全衛生講習修了証の写しと③に記入した各研修の修了証の写し

【様式第3号で指定する講習】

- ・職長・安全衛生責任者教育
- ・建設業職長のためのリスクアセスメント
- ・新総合工事業者のためのリスクアセスメント
- ・車両系建設機械（整地等）運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ・建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ・足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期)
- ・現場管理者統括管理講習
- ・職長・安全衛生責任能力向上教育（定期）

※①②については建設業労働災害防止協会へこちらから確認するため提出不要とします。

7. 雇用の確保

◆若年者の継続雇用について

- ①雇用関係調書（様式第4号）
※平成30年12月1日から令和3年11月30日までの間に雇用時点の年齢が29才以下の若年者を正規職員（雇用保険等の加入が義務となる正規な職員）として雇用し、申請日時点で引き続き雇用している者を最大で5名分記入してください。役員を除く正規職員が対象です。
- ②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用開始日が確認出来る書類」の

写し

- ③申請日の前月分（1月申請なら12月分、2月申請なら1月分）の賃金支払台帳又は源泉徴収簿の写し

◆平成31・32（～R3）年度において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）

申請日前の2年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、県内の営業所に勤務している者を記入してください。

- ②「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年分）」の写し又は「雇用開始日が確認出来る書類」の写し
- ③申請日の前月分（1月申請なら12月、2月申請なら1月）の賃金支払台帳又は源泉徴収簿の写し
- ④前回、平成31・32年度の申請時に提出した雇用関係調書（様式第4号）

◆平成29・30年度において「若年者の雇用」で加点され、平成31・32年度において「継続雇用」で加点された者が、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または1・2級建設業経理士）を取得した場合（最大5名分、役員を除く正規職員）

申請日前の4年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、新たに資格を取得した、県内営業所に勤務している者を記入してください。

- ②「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年分）」の写し又は「雇用開始日が確認出来る書類」の写し
- ③申請日の前月分（1月申請なら12月、2月申請なら1月）の賃金支払台帳又は源泉徴収簿の写し
- ⑤前々回（平成29・30年度）、前回（平成31・32年度）の申請時に提出した雇用関係調書（様式第4号）

- ⑥建設業法に係る主任技術者になれる資格等（「監理技術者又は、主任技術者となり得る国家資格等」参照及び1・2級建設業経理士）の合格証（写）及び資格者証（写）

【既に資格を有している場合の取扱い】

対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格（例：2級施工管理技術者は1級施工監理技術者を取得、1級施工管理技術者は、他の主任技術者になり得る資格）を取得した場合に加点。

- ※②③④⑤は、申請日時点の雇用を確認することが目的です。書類に記載されている給与月額等で確認に不要な情報は黒塗り等の処理を行って提出してください。

8. 建設業労働者の福利向上

◆建設労働者の福利向上について

経営事項審査時に提示した下記4点の写しを提出してください。

4点全てがそろう方のみ提出してください。4点のうち1つでも無い場合は、提出は

できません。経営事項審査以降、申請日までに加入したことにより4点全て揃う場合は、提出が可能です。

- ①建設業退職金共済事業加入証明書の写し
- ②退職一時金制度導入証明書（加入証明書又は就業規則）の写し
- ③企業年金制度加入証明書（加入証明書又は就業規則）の写し
- ④法定外労働災害補償制度加入証明書の写し

9. 障がい者雇用

土木一式工事又は建築一式工事を申請する方で、以下に該当する場合は必要書類を提出してください。

～障がい者雇用義務の有無はどう判断するの？～

従業員数が50人以上事業所の事業主は障がい者雇用義務があり、従業員総数の2%の雇用が義務とされています。建設業の場合は、従業員総数の算出の際、除外率として20%が認められていますので、雇用義務数は下記の式で計算します。計算の結果が1以上となる事業者は、障がい者の雇用義務があることとなります。

【建設業事業所の計算式】

$(\text{従業員総数} - \text{従業員総数の}20\%) \times \text{法定雇用率}2\% = \text{雇用義務数}$

※従業員総数は申請日時点の人数とします。

※従業員総数 = 短時間労働者を除く従業員数 + 短時間労働者数 $\times 0.5$

※短時間労働者は週20時間以上30時間未満の労働者とします。

※「従業員総数の20%」部分は小数点以下を切り捨て、整数にして計算します。

【計算例】

短時間労働者を除く従業員数が60名、短時間労働者数が4名の場合

$$\begin{aligned} & \{ (60\text{名} + 4 \times 0.5) - (60\text{名} + 4\text{名} \times 0.5) \} \times 20\% \times 2\% \\ & = (62 - 12) \times 20\% \times 2\% \\ & = 1.2 \Rightarrow \text{雇用義務人数は1人} \end{aligned}$$

※したがって、従業員総数が62人以上の建設業事業者は、障がい者の雇用義務があることとなります。

◆申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合

①障がい者雇用状況調書（様式第5号）

※基準日は申請日としてください。

※「法定雇用義務数」欄は、障がい者の雇用義務がある場合のみ記入してください。公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での上述の計算を参考に再計算したものを記入してください。

※「身体障がい者手帳等の番号」欄は従業員1人につき1行に記入することとしま

す。1人が複数の手帳等番号を有する場合は、1行に記入してください。

②公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書の写し

③健康保険厚生年金標準報酬決定通知書、身体障がい者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類の写し

◆障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障がい者を雇用している事業者の場合

①障がい者雇用状況調書(様式第5号)

※基準日は申請日としてください。

※「法定雇用義務数」欄は、障がい者の雇用義務がある場合のみ記入してください。公共職業安定所に提出した「障がい者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での上述の計算式を参考に再計算したものを記入してください。

※「身体障がい者手帳等の番号」欄は従業員1人につき1行に記入することとします。1人が複数の手帳等番号を有する場合は、1行に記入してください。

②身体障害者手帳または療育手帳等、障がいを証明するものの写し

③健康保険証または健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等、直接的かつ恒常的な雇用が確認できるものの写し

◆障がい者支援事業所等または重度障がい者多数雇用事業者からの購入金額により申請する場合

製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無で判定します。これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県健康福祉部障がい福祉課 就労支援スタッフ 0852-22-5588]

①「しまねゆめいくカンパニー」認定書写し

※9で提出していただく身体障害者手帳の写しは、障害者の雇用を確認することが目的です。書類に記載されている障がいの状態等の内容で確認に不要な情報は黒塗り等の処理を行って提出してください。

10. 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動

◆「学校支援企業等」の活動に関する確認資料について

平成30年12月1日から令和3年11月30日までの間の職場体験等活動実績について学校長が証明した書類の写し(任意様式)

※「学校支援企業等(島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう)」の登録事業所として職場体験等の活動実績を提出してください。

[照会先：島根県 教育庁 社会教育課 0852-22-5428]

11. 子育て・女性支援

◆「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認資料について

- ①申請日までに県担当部局へ申請した「子ども・女性みまもり運動」登録事業所としての活動報告書（写）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費と暮らしの安全室 0852-22-6216]

12. 次世代育成支援

◆次世代育成支援・一般事業主行動計画策定の確認資料について

- ①次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について“一般事業主行動計画”を策定」した場合、添付書類として策定届の写し（労働局の受付印のあるもの）を提出してください。

◆しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」及び知事表彰企業「プレミアムこっころカンパニー」に関する確認資料について

- ①しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定書（写）及び知事表彰企業「プレミアムこっころカンパニー」の表彰状（写：A4縮小可）を提出してください。

[照会先：島根県 健康福祉部 子ども・子育て支援課 企画推進グループ 0852-22-6475]

13. 女性の活躍推進

◆女性活躍推進・一般事業主行動計画策定の確認書類について

- ①女性活躍推進法に基づいた「女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組について“一般事業主行動計画”を策定」した場合、添付書類として策定届の写し（労働局の受付印のあるもの）を提出してください。

[一般事業主行動計画の照会先：島根労働局 雇用環境・均等室 0852-22-5245]

◆しまね女性の活躍応援企業登録及び知事表彰の確認資料について

- ①しまね女性の活躍応援企業の登録証（写）及びH30～R2年度に受賞した知事表彰企業の表彰状（写：A4縮小可）を提出してください。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室 0852-22-5245]

14. 新技術の登録状況

◆しまね・ハツ・建設ブランドの登録状況について

- ①しまね・ハツ・建設ブランドの推奨技術及び登録技術に認定された技術を保有している場合、島根県土木部技術管理課より発行された登録通知の写しを提出してください。

15.継続学習への取組状況

◆CPDS について（土木一式工事のみ）

- ①申請日前までの5年間における社会全体でのユニット数のトータルを確認するため、（一社）全国土木施工管理技士会連合会で発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）を添付してください。（5年間で100ユニット以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）

◆CPD について（建築一式工事のみ）

- ①社会全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計を確認するため、様式第6-1号により（一社）島根県建築士会に証明を依頼し（一社）島根県建築士会で証明されたものを様式第6-2号に集計し提出してください。証明願の申請者は、個人でも会社でも構いません。（平成28～令和2年度で50単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）

建築施工管理 CPD の取得単位数の合計を確認するため、様式第6-3号により（一財）建設業振興基金に証明を依頼し、（一財）建設業振興基金で証明されたもの（基金の様式6a）を提出してください。（平成30～令和2年度で20単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要）